

外国貨物の蔵入れ、移入れ、展示等及び総保入れの承認

- 保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に搬入された外国貨物を3カ月を超えて置こうとする場合、税関長の承認を受けることで、外国貨物を承認後2年間蔵置することが可能となる。
- 承認申請手続きは、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用することで一連の手続きをオンラインで完結して行うことができる。

